

情報通信審議会 情報通信技術分科会
I Pネットワーク設備委員会（第75回）
議事概要

1 日時

令和5年4月25日（火）13時00分～14時20分

2 場所

Web開催

3 出席者（敬称略）

（1）委員会構成員

相田 仁（主査）、朝枝 仁、石井 義則、岩田 秀行、内田 真人、江崎 浩、武居 孝、
宮田 純子、矢入 郁子、矢守 恭子

（2）オブザーバ

山本 一晴（一般社団法人電気通信事業者協会）、
佐子山 浩二（一般社団法人テレコムサービス協会）、
森田 公剛（日本電信電話株式会社）、田中 晋也（株式会社NTTドコモ）、
黒澤 葉子（KDDI株式会社）、鈴木 和幸（ソフトバンク株式会社）、
宮下 重博（楽天モバイル株式会社）

（3）総務省

木村 公彦（電気通信事業部長）、山口 真吾（電気通信技術システム課長）、
安藤 良将（番号企画室長）、吉田 努（電気通信技術システム課端末認証分析官）、
梶原 亮（電気通信技術システム課課長補佐）、松元 昭博（電気通信技術システム課課長補佐）、
竹淵 翔矢（安全・信頼性対策室課長補佐）、中田 五月（番号企画室課長補佐）

4 議事

（1）技術検討作業班報告について

- ・事務局（梶原課長補佐）より、資料75-1及び資料75-2に基づき、技術検討作業班報告について説明があった。
- ・説明終了後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様は以下のとおり。

【矢守構成員】

ベストエフォートのサービスに関して絶対的な数値を出すのは難しいと思うが、例えば呼損率という表現自体も、この機会に見直したほうが良いのではないかと考えている。その点の検討はされる予定か。

また、ウェブ会議における事故の規模は、利用者の数から把握することになると思うが、利用者数どのように測定するのか。申告を求めるのか、それとも通信のトラヒックから数を推定するのか、伺いたい。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

音声伝送サービスについては、現行で呼損率 80%以上の場合重大な事故として扱うという基準があるが、報告書の参考資料にもあるとおり、これは平成 21 年の I P ネットワーク設備委員会の検討結果に基づくものである。大規模災害時において最大通信規制を実施する場合、最大通信規制レベルが 80%以上となるため、これと同等の状態というのは受忍できないと考え、呼損率 80%以上を超えている状態は少なくとも「品質の低下」に該当するものと整理している。

79%以下だったら許容できるのかという点はあるが、通常では、呼損率 50%などの事故は生じ得にくいから、現状の運用でそこまで重篤な課題となっていないことから、特に見直されていない状況である。

ウェブ会議システムに関する影響利用者数の算出については、現在の事故報告制度がそもそも電気通信事業者からの報告に基づくものになっているため、それと同様に電気通信事業者からの申告に基づくという形になる。

【矢守構成員】

「呼損率」という表現をどこまで残すかは疑問に思うが、基準は、大規模障害でほとんど通信ができないという状況という理解でよいかと思っている。

【相田主査】

回線交換の音声伝送役務に対しては呼損率の考え方は残るが、今回話題になっているようなデータ通信系のベストエフォートサービスについては、呼損率の考え方は直接は対象としていないと理解している。

現時点でベストエフォートサービスの基準を定めるのは非常に難しいとは理解しているが、現在、固定ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化に向けた制定が進められている。ベストエフォートサービスの中でもブロードバンドに値するものについて特出しされている。まだ品質基準は決まっていないが、例えば携帯電話の場合だと、データ容量をオーバーすると速度制限がかかるが、発信規制と同様に、データ容量を超過していないのに速度制限時以下のサービスしか受けられない状態であれば、品質の低下と言えるという意見がある。また、諸外国では、ブロードバンドサービスについて、例えばドイツでは下り 10M b p s、上り 1.7M b p s、応答速度 150 ミリ秒以下といったような基準が定められるようになってきている。そのような状況等も含め、報告にも記載があるように、特に「ブロードバンドサービス」と分類されるものについては、現時点で必ずしも決められなくても、もう少し定量的な基準を考えられると良い。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

特に、ブロードバンドサービスに求められるべき要求条件として、最低限満たすべき品質基準が制度の中で決められたら、それを満たさなくなった場合を事故報告の対象とするという整理にしていくことが望ましいと考えている。

一方で、国内においては本年 6 月 16 日から改正電気通信事業法が施行され、F T T H アクセスサービス等がユニバーサルサービスの一類型として位置づけられることになるが、ユニバーサルサービスとし

て位置づけられていても、最低限満たすべき品質基準までは、まだ決め切れていない。その中で、社会的に重要性のあるサービスに対して、こういったときを事故報告の対象とするのかを決める必要があるため、あくまで今回目指すのは暫定的なアウトプットであり、品質要件が別途決まった場合には、それに合わせて事故報告制度を見直す必要があると考えている。

また対象についても、ベストエフォートサービスすべてではなく、該当する対象が明確になるよう整理していきたい。

(2) 緊急通報の相互接続性確保のための電気通信設備に係る技術的条件の検討について

- ・事務局（梶原課長補佐）より、資料 75-3 に基づき、緊急通報の相互接続性確保のための電気通信設備に係る技術的条件の検討について説明があった。
- ・説明終了後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様は以下のとおり。

【江崎構成員】

現実的にどう対応するかを事務局に考えていただき、今後の技術標準化の中で、懸念事項を解決するように議論を続けることが大事だと思う。報告にも、目指すべき方向性として、周知広報を行っていき、実装上の懸念を考慮していくことが記載されている。事務局案で 100% の解決とはならないが、リーズナブルな解決にはなるかと思う。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

今後の標準化にも配慮すべきであることと、周知広報の重要性についてのコメントと認識している。いただいた御示唆を含めて課題解決を進めていきたい。

【ソフトバンク株式会社（鈴木氏）】

標準に則りサービスをしている中でも、各事業者で違う部分がある点に関して、各事業者の秘密情報に当たる部分があると考えている。情報次第では利用しているベンダーや、新たにやろうとしていることなどが推測されてしまう可能性があるため、広くオープン化する形は避けていただきたい。登録認定機関や端末メーカーなどに対して、NDA を前提として必要な情報を提供することは問題ないとするため、開示の方法について配慮いただけるとありがたい。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

御指摘の点を踏まえて、実現可能な方策を打ち出せるように方向性を精査させていただきたい。また、こういった内容であれば出せるのか、行政に対して提出するだけであれば問題ないのか等については、引き続き調整させていただきたい。

【相田主査】

I P ネットワーク設備委員会の今次検討では 3 つの検討事項について提示させていただいたが、前回会合と今回会合でおおよその方向性を提示いただき、賛同が得られたと認識している。事務局で、それを

ベースに取りまとめに向けた作業をしていただければと思う。

(3) その他

- ・事務局（梶原課長補佐）より、今後の予定等について説明があった。
- ・説明終了後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様は以下のとおり。

【電気通信事業者協会（山本氏）】

事故報告制度については、技術検討作業班で2月から5回にわたって議論されてきたが、ベストエフォートサービスに関する品質低下の基準をどうするか等、まだ議論が収束に至っておらず、今回の報告では両論併記になっているところがある。両論併記のままで制度改正ができるのか、制度はどのような形になるのか懸念がある。

品質低下の基準の議論は大変難しい問題であるが、技術検討作業班主任からも事業者側の懸念事項については制度改正までに対応をよく検討してほしいとの発言もあった。万が一、制度改正がとりあえず事故報告の対象を広く捉えて、対象外にする軽微なものは後で考えるとなると、事業者側としては、かなり広い範囲の事故について報告が求められることになりかねない。事故の防止や、事故発生後の速やかな対応、その対応を踏まえた再発防止の取組は、今後も十分配慮して行うつもりだが、事故報告に起因して、さらに対応が必要になることもある。事業者からの報告が利用者にとって情報提供になるという意味もあるだろうが、重大な事故とされると、事業者にとってはペナルティーになる可能性もあり、慎重に考えていただきたい。

そのため、検討スケジュールが今後1か月程度の事務局との議論及び次回の委員会の議論でまとめようとしていることには懸念がある。あまり性急な形で議論を進めていくことにならないようにしていただきたい。事業者側としては、もちろん今後の議論においても引き続きできる限りの努力をさせていただくつもりである。

【山口電気通信技術システム課長】

制度改正によって軽微な事故も含めて広く報告対象となってしまうのではないかとの指摘だが、それは誤解である。最近、重大な事故が多発しているが、重大な事故に該当するか否かの基準が曖昧となっているため、現時点で既に、広く報告対象となり得る法制度の運用になってしまっていることを御理解いただきたい。重大な事故報告を怠った場合は罰則がつくため、これは事業者にとり非常に重い制度である。そのためにも制度の基準をはっきりさせたいと考えている。

現在のように基準が曖昧であれば、行政としては重大な事故に該当するか判断するために、軽微な事故を含めて事業者に対して詳細な話を伺うことになってしまう。今回は、むしろ事業者の負担を軽減する方向の制度改正だということを御理解いただきたい。

また、報告がペナルティーにつながるという話があったが、それも誤解である。この制度は電気通信事業法に基づく利用者の利益の保護のためのものであり、事故が起きた場合はその原因を確認できるようにするために国会が決めた制度であり、罰ではない。事故の再発防止の一環であるということを御理解いただきたい。

さらに、3か月間にわたって議論したという点について、技術検討作業班の中で事務局から事業者に対して、具体的かつ利用者や消費者団体に説明可能な制度の御提案をお願いしていたが、少なくともそういった提案はなかった。制度を策定していく立場としては、この時点で結論を出していかなければならないということも、御理解いただきたいと思う。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

現在の技術検討作業班の報告では両論併記になっていて、このままでは制度化に耐えるものではないのではないかというコメントがあったが、その点については同じ認識であり、5月までの間に一定の結論を得たいと考えている。また、スケジュールが拙速であるという懸念は理解するが、スケジュールを決めずに議論をして、全員が納得できるような結論が出るのかというと、必ずしもそうではないと考えている。電気通信事故報告制度は、現在、社会的にかなり注目を集めるようになってきており、もはや利用者に説明不能な制度では保たない状況である。懸念は重々承知しているが、官民で協調して暫定的でも運用できるような制度をつくっていききたい。まずスケジュールを延ばすことありきではなく、5月に一定の結論を得ることとし、御協力をお願いしたいと考えている。

【相田主査】

今回は3つ検討課題があって、2点目と3点目の課題は、ほぼ大きな異論なく方向が出ているかと思うが、1点目の課題についても、2Gbpsを超えていけば2万人以上とみなすという記述等、すぐにも直したほうが良い部分がある。ベストエフォートに関する基準が1か月でどうしてもまとまらないとしても、既にほぼ方向性が決まっているものについてはこのスケジュールに基づいてまとめていただき、どうしてもコンセンサスが得られない点があれば、その件は継続検討とするのが良いのではないかと思う。

【電気通信事業者協会（山本氏）】

IPネットワーク設備委員会の報告取りまとめの全体を後ろに倒してほしいということではなく、1点目の事故報告制度については、まだ議論が十分詰まっていないのではないかという点から、報告を取りまとめる時期も拙速にならないようお願いしたいということである。内容が固まっているものの取りまとめについては、支障があるというつもりは全くない。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

最初から延長ありきではなく、5月までに一定の結論を得ることを目指し、事務局も方向性を考えていくため、協調作業で進めていければと思う。

最終的にどうしても取りまとめられなかったものを継続検討課題とするという点については、異論はない。

以上